

株式会社NexTone
使用料規程 新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>表紙</p> <p>2018年 2月 28日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>表紙</p> <p>2017年 3月 1日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>届出日を更新</p>
<p>第 14 条 (貸与に関する利用許諾)</p> <p>1. 商業用レコード(以下レコード)の公衆への貸与に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>2. レコードを公衆に貸与することを業とする者が年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合</p> <p>(1) 一施設あたりの月額使用料は、レコードの貸与による年間営業収入の8%の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。</p> <p>(2) 貸与による営業収入がない、または営業収入の報告ができない場合の一施設あたりの月額使用料は、年間貸与回数に36円を乗じて得た額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。</p> <p>3. 第2項によらない場合</p> <p>(1) レコード1枚1回あたりの使用料は36円とします。</p> <p>(2) 著作物1曲1回あたりの使用料は5円とします。</p> <p>4. 著作物利用比率とは、そのレコードに含まれている、NexTone管理以外の著作物を含む全著作物数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。</p> <p>5. 貸与については、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 「営業収入」とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税別。いずれの名義をもってするかを問いません。)をいいます。</p> <p>(2) 「年間貸与回数」とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいいます。</p> <p>(3) 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、第2項(2)の規定を適用します。</p> <p>(4) 利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の定める使用料額の範囲内で決定します。</p>	<p>第 14 条 (貸与に関する利用許諾)</p> <p>1. 商業用レコード(以下レコード)の公衆への貸与に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。</p> <p>2. レコードを公衆に貸与することを業とする者が年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合</p> <p>(1) 一施設あたりの月額使用料は、基本使用料90,000円にレコードの貸与による年間営業収入の2.5%の額を加算した額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。</p> <p>(2) 貸与による営業収入がない、または営業収入の報告ができない場合の一施設あたりの月額使用料は、年間貸与回数に36円を乗じて得た額または90,000円のいずれか多い額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。</p> <p>3. 第2項によらない場合</p> <p>(1) レコード1枚1回あたりの使用料は36円とします。</p> <p>(2) 著作物1曲1回あたりの使用料は5円とします。</p> <p>4. 著作物利用比率とは、そのレコードに含まれている、NexTone管理以外の著作物を含む全著作物数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。<u>なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物を計算します。</u></p> <p>5. 貸与については、さらに以下の事項を定めるものとします。</p> <p>(1) 「営業収入」とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税別。いずれの名義をもってするかを問いません。)をいいます。</p> <p>(2) 「年間貸与回数」とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいいます。</p> <p>(3) 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、第2項(2)の規定を適用します。</p> <p>(4) 利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の定める使用料額の範囲内で決定します。</p>	<p>基本使用料を撤廃し、使用料率を変更</p> <p>基本使用料に相当する最低使用料を撤廃</p> <p>5分みなしを撤廃し、著作物数で利用比率を算出するため削除</p>
<p>附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降(2018年4月1日)から実施します。</p> <p>以上</p>	<p>附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降(2017年4月1日)から実施します。</p> <p>以上</p>	<p>実施日を変更</p>